# 第1 本計画の概要

住宅とは、自然環境や災害から生命や財産を守り、人生の大半を過ごす欠くことのできない生活の基盤である。同時に、社会生活や地域のコミュニティ活動を支える拠点であり、都市や農山漁村の景観、歴史を形成する社会的資本としての性格を有する。豊かな住生活を送るため、後世に引き継ぐべき良質な居住環境を構築していくことが重要である。

## 1.本計画策定の目的と概要

#### (1)策定の目的

本県では、住宅政策を計画的に推進するため、平成7年度に、平成8年から平成17年度までを計画期間とする石川県住宅マスタープランを策定し、各種施策を実施してきた。しかしながら、同プランの策定から10年が経過し、住宅政策をめぐる社会経済情勢等は変化し、全国各地で大規模な災害が発生するなど災害に対する住宅の安全性の確保が極めて重要な課題となっていること、高齢者世帯や子育て世帯をはじめとするすべての世帯が安心して生活できる居住環境づくり、環境にやさしい住まいづくり・まちづくりや、人口減少時代における地域づくりなどが求められていることを踏まえ、平成17年度に平成18年から平成27年度を計画期間とする新たな石川県住宅マスタープランを策定した。

また、これまでの住宅政策は、住宅建設計画法に基づく住宅建設五箇年計画により、 住宅の質もさることながら、主に量の確保をはかることに重点がおかれてきたが、豊か な居住環境の構築を目指し、住生活の安定の確保及び向上を目的とする新たな住宅政策 への転換を図るべく、平成 18 年 6 月に住生活基本法が施行された。

これらの状況を踏まえ、今後の石川県の住生活の安定および向上のための基本理念、 目標、推進すべき施策等を定め、住宅政策を計画的かつ総合的に推進することを目的と して石川県住生活基本計画を策定する。

### (2)計画期間と政策評価

本計画の計画期間は平成 18 年度から 27 年度までの 10 年間とする。ただし、住宅事情や社会経済情勢の変化に対応するため、おおむね 5 年後に適切な政策評価を実施し、計画の見直しを行う。

### (3)本計画の位置付け

本計画は、住生活基本法(平成 18 年法律第 61 号)第 17 条第 1 項に規定する、「都道府県の区域内における住民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画」として位置付けるものであり、平成 18 年 3 月に策定した「石川県住宅マスタープラン」を基本として、具体的な成果指標や住宅施策の推進策等を定めるものである。

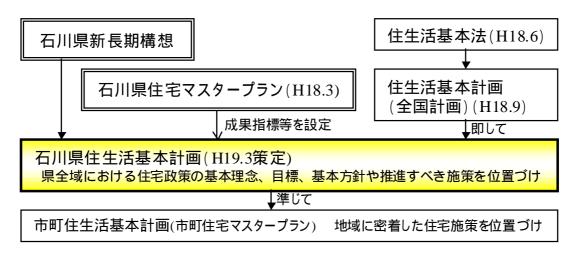


図 1-1 本計画の位置づけ

### 2. 住生活に関わる主体の役割

### (1)県民の役割

住宅は、県民自らのライフスタイル、ライフステージに基づいて選択されるものであると同時に、地域のまちなみを構成する要素であり、地域活動の基盤でもある。そのため、県民は自らの努力により、自らの居住環境、住生活を豊かなものにすると同時に、それを後世に引き継いでいくという、住宅政策において最も重要な役割を果たす。県民は、本計画や石川県住宅マスタープラン、市町住宅マスタープランをはじめとする各種計画や指針等、石川県バリアフリー社会推進条例や住宅の品質確保の促進等に関する法律等の各種条例・法律の理念や内容を理解し、県や市町、住宅関連事業者等が提供する情報を適切に選択し、住宅の消費者として正しい知識を養い、自らの責任のもとで住宅を選択、管理していくことが必要である。

また、良質な居住環境の形成にあたっては、県民の積極的な参画と継続的な取組が必要とされることから、県民はそれぞれが協力しあって住民団体やNPO等による活動を行うことが重要である。

# (2)住宅関連事業者の役割

市場における住宅の供給は、その大部分が住宅関連事業者によりなされていることから、県および市町の目指す住宅政策を推進するにあたっては、住宅関連事業者が良質な住宅ストックの形成、豊かな居住環境の構築のための社会的な責務を有する主体であるとの自覚を持ち、積極的な取り組みを実施する。そのためには本計画をはじめとする各種計画等、指針、条例、法律の理念や内容を十分に理解し、必要に応じて県および市町との連携を行いながら住宅の整備や管理、県民への情報提供を実施することが重要である。

# (3)地方公共団体の役割

地方公共団体は総合的な行政主体として、他の地方公共団体、事業者、関係者、県民と協力、連携しながら、地域の住宅事情の実態や地域の特性を踏まえたきめ細やかな住宅政策を展開していく必要がある。その際、まちづくり施策、福祉施策、子育て支援施策、地域活性施策等の住民生活に深く関わる分野との連携を図りながら、総合的に住宅施策を推進する。

#### (3)-1 市町の役割

- ・地域の住まいづくり・まちづくりの基礎的主体として、地域の住宅需要を的確に把握するとともに、歴史・文化等の特性を反映し、自主性と創意工夫を活かした豊かな居住環境の構築を目指す。その実現のために、本計画に準じた市町住生活基本計画(市町住宅マスタープラン)を策定することにより、計画的に地域に根ざした住まいづくり・まちづくり施策を展開する。
- ・子育て支援や高齢者福祉、定住・交流人口の拡大等、幅広い視点に基づき、地域に密 着した住まいづくり・まちづくり施策を実施する。

#### (3)-2 県の役割

- ・県は、他の政策分野と連携しつつ、県全域における住宅政策の基本理念、目標、基本 方針や推進すべき施策等を提示する。
- ・住宅政策の推進のため、原則として広域的・補完的な観点に基づき施策を実施する。
- ・各主体の活力を最大限発揮するため、県民、関連事業者や市町に対して必要がある場合には支援を行うとともに、的確な連携を実施するなど、総合的な役割を果たす。市町

に対しては住宅政策の指導、助言を行い、一体的に住宅施策を実施する。

・既設県営住宅等の資産の有効活用を行うとともに、住まいづくり・まちづくりに関する情報の提供や普及啓発、市場の適正な誘導を行う。

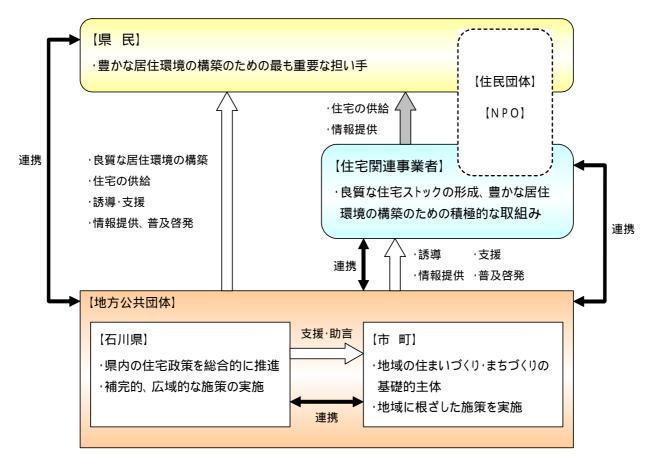


図 1-2 住生活に関わる主体の役割